

平成 2 9 年 第 4 回 定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日 (月)

場所：大曲庁舎 第 1 委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成29年12月11日（月曜日） 午前9時58分～午前12時03分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	高 橋 徳 久
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	本 間 輝 男
委 員	佐 藤 文 子	委 員	佐 藤 清 吉
委 員	茂 木 隆		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：今野功成	次長兼財政課長：舛谷祐幸
次長兼債権管理課長：齋藤恭一	総務課長：福原勝人
税務課長：今野清一	債権管理課課長待遇：和田義基
財政課参事：伊藤公晃	総務課主幹：小林孝至
債権管理課主幹：伊藤郁子	総務課主席主査：中邑真人
総務課主査：戸嶋 佑	
市民部長：佐川浩資	次長兼市民課長：佐藤和久
環境交通安全課長：田口禎幸	市民課参事：三浦幸子
環境交通安全課主幹：稲田智文	環境交通安全課主幹：佐藤和博
神岡支所長：伊藤禎祐	西仙北支所長：佐々木繁隆
中仙支所長：佐藤吉一	協和支所長：加藤博勝
南外支所長：佐藤正悦	仙北支所長：大河洋子
太田支所長：煤賀義博	

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀 江 孝 明

審議案件

- 第 1 議案第 1 6 1 号 大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 2 議案第 1 6 3 号 大仙市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
 - 第 3 議案第 1 6 5 号 太田北部墓園の指定管理者の指定について
 - 第 4 議案第 1 6 6 号 太田東部墓園の指定管理者の指定について
 - 第 5 議案第 1 7 7 号 平成 2 9 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 0 号）
 - 第 6 陳情第 2 号 消費税 1 0 % に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情
 - 第 7 陳情第 4 号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書
 - 第 8 閉会中の所管事務調査の申し出にかかる事件について
-

午前9時58分

○委員長（金谷道男） 皆さん、おはようございます。

冬に似合わない雨が続いて、この後の雪が心配ですけれども、この時期、雪が必要な場合もあるし、無ければいいなという場合もあり、非常に微妙な気持ちで、冬を迎えておりますが、私ちょっと関係ないんですが、昨日、うち方の地域づくりのグループがあって、その人達と五城目の方に行ってきました。日曜日だったんですが、担当の職員の方、非常に熱心な方で、来てくださいまして、見てきたのは廃校を利用した企業誘致のところと、公民館を利用して今の流行のファンドでやっている、シェアハウスを見せてもらって来ました。感じてきたのは、産業構造が本当に変わっているなというイメージで帰って来ました。どちらかと言うと、企業誘致とあって、すぐ製造業を思いつくわけですけれども、まったく廃校の中に入っているのは、ほぼソフトの会社、非常にバラエティに富んだソフトの会社で、非常にその大きい雇用ではないけれども、意識改革という非常に大きい仕事しているなという、そんな感じがしてきました。私たちも、これからわりと既成概念に囚われがちですけれども、そういう今までの経験とか既成概念は、一つ取っ払って考えてみないと、なかなか地域の活性化とか人口減少対策という方向には、なかなか向いていかないんじゃないかなということ、改めて感じて来ましたし、県内でもこんなに頑張っているところがあるので、ちょっと負けてられないなど、そんな思いで、帰ってきました。ちょっと余分な話でしたけれども、ちょっと昨日、そういうことを感じましたので、お話させていただきました。

それでは、改めまして、おはようございます。委員各位、また職員の皆様には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な議事録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 審査に入る前に当局からあいさつをお願いいたします。はじめに、今野総務部長。お願いします。

○総務部長（今野功成） おはようございます。委員会審査をお願いします前に、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今次定例会の初日におきまして、給与改定などに係わる案件につきまして、ご審議、それからご承認を賜りまして、本当にありがとうございます。

本日の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の案件は、条例案2件と補正予算案1件、合わせて3件でございます。内容につきましては、この後、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。続きまして、佐川市民部長、お願いします。

○市民部長（佐川浩資） おはようございます。本日、総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします市民部関係の案件につきましては、議案第165号、太田北部墓園の指定管理者の指定について、及び議案第166号、太田東部墓園の指定管理者の指定についての単行案2件と議案第177号、大仙市一般会計補正予算（第10号）の計3件でございます。案件につきまして、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。なお、先月11月20日に環境省東北環境事務所及び財務省東北財務局によりまして、7月22日からの大雨による災害廃棄物処理事業に係わる実地調査、所謂、災害査定でございますが、実施されたところでございます。現在、その査定結果を踏まえて、国庫補助金の交付に向けての事務を進めているところでございます。

以上、報告を含め挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

これより当委員会に付託になりました案件の審査を行いますが、説明は、簡潔明瞭にお願いします。そして、着席のままの説明で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） それでは、はじめに、議案第161号、「大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） おはようございます。説明に入ります前に、本日同席させていただきます職員を紹介いたします。総務課職員班長の小林主幹でございます。同じく職員班の中

邑主席主査でございます。同じく職員班の戸嶋主査でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、資料はNo.1 議案書の22ページから24ページまでをご覧いただきたいと存じます。議案第161号、大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、非常勤職員に関する育児休業期間の拡充並びに特別の事情に該当する要件が追加されたことなどから、これに従いまして、条例を改正するものであります。内容につきましては、特別の事情に該当する場合、子どもが1歳6月になるまでとしている育児休業期間を、2歳まで延長することができることとするものであります。また、保育所等の利用を希望している方で、当面その利用ができない場合を、特別の事情に該当する要件として追加するものであります。このほか、文言整理など所要の見直しを行うもので、公布の日から施行することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 育児休業の延長が図られるというふうなことと、臨時、非常勤職員の休業も取れることになったと、なるというふうなことなんですが、拡大による、延長による、所謂、休業補償というふうなものが、どうなっているのか、非常勤職員に対するその補償があるのかどうか。この2点について、教えて下さい。

○委員長（金谷道男） 福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 育児休業期間は、基本的には無休でございますが、一定の要件に該当する場合は、雇用保険から、67%の賃金が、手当が支給されることとなっております。ただし、それも1年、それは67%というのが6ヶ月、それ以降は50%の手当ということになっております。以上です。

○委員長（金谷道男） よろしいですか。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 非常勤職員についても、同様の取扱なんですか。

○委員長（金谷道男） 福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 同様でございます。

○委員長（金谷道男） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第163号、「大仙市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 資料は、同じくNo.1議案書の27ページから33ページまでとなっております。議案第163号、大仙市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、一定期間において専門的な知識経験が必要とされる業務や業務量の増加が見込まれる業務、あるいは育児休業などを取得する職員の業務の代替として、必要な人材を任期付職員として採用することができるよう必要な事項について、新たに条例規定するもので、公布の日から施行するものであります。なお、給料につきましては、一部、高度の専門的知識経験等を有する者例えば、弁護士などになりますが、これらを除きまして、一般職と同様の給料表が適用され、任用される形態に応じて給料月額が決まるほか、諸手当が支給されることとなります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。本間委員。

○委員（本間輝男） このことについては、平成30年度から企業会計に移る中で、上下水道管理者というものを意識したものというふうに解釈していいですか。

○委員長（金谷道男） 福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 上下水道管理者は、所謂、特別職に該当します。今回のこの任期付職員とは、まったく関係がないということでございます。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 分かった。ただその7条に、給与月額が出ている中で、非常に高給な月額を支給する可能性があるというふうに解釈されるんだけど、これに関しては、どういう解釈すればいいですか。

○委員長（金谷道男） 福原課長。

○総務課長（福原勝人） ご説明いたします。ここに第7条に、この高額な給料月額の記事が載っている関係でちょっと誤解を招くかと思えますけれども、任期付職員については、おおまかに言いますと4種類ございます。一つ目が所謂、高度な専門知識、これを必要とされるもの、任用の採用の例でいいますと、医師、公認会計士、弁護士、こういったものです。こういった資格を有している方を採用する場合、これが所謂、特定任期付職員と呼ばれているものでありますして、これについての給料表が第7条でございます。それ以外につきましては、ある程度の専門的な知識、あるいは一定期間業務量が増加するために、採用する方々、それから、その短時間勤務というふうな形態と合わせますと4種類ぐらいありますが、後の3つについては、我々と一緒の給料表が適用されるものでございます。以上です。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） だとすればよ、医者とか弁護士が、特定の職員として採用されるという事例が、総務としては、どういう事例があるのか、検討した事項は何なのか、そこ説明願います。

○委員長（金谷道男） 福原課長。

○総務課長（福原勝人） 現在のところ、このカテゴリーに属する職員を採用することは、想定しておりません。従いまして、そこについての具体的なケースについては、検討はいたしておりません。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 検討しないものというか、想定しないものを今、条例に整備する理由は何だしか。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

- 総務課長（福原勝人） 一般的に任期付職員の制度として、法律に定められているカテゴリーが、これらでございまして、今般、この4種類すべてを、法律に定まっているところを網羅したということでございます。
- 委員長（金谷道男） 本間委員。
- 委員（本間輝男） 将来に備えて、あれば良しということで、文言を整理しながら整備したという解釈だしな。それでだ、もう一つ、短時間勤務職員というような文言が出てくるんだけど、これはどういう解釈すればいいですか。
- 委員長（金谷道男） 総務課長。
- 総務課長（福原勝人） これにつきましては、例えば時間延長、窓口の時間延長する、その延長する部分だけに充てる、一定期間充てるというふうなことを想定したようなケース、こういった場合にこのカテゴリーに入る採用になるかと考えております。
- 委員長（金谷道男） 本間委員。
- 委員（本間輝男） 市民課の窓口業務に当たらせるということで、今説明があったけれども、それは一般職の中と臨時、嘱託という形の解釈とどう違いがあるのか、そこを説明しないと分からない。
- 委員長（金谷道男） 総務課長。
- 総務課長（福原勝人） 現在のところは、勤務時間を割り振り、所謂、遅く出て、遅くまで残る、それから通常出て、例えば、早く出て早く帰るというふうなシフトでもって、現在の窓口延長は対応しておりますので、現在のところこのカテゴリーで採用することも、今のところ想定しておりません。
- 委員長（金谷道男） 本間委員。
- 委員（本間輝男） 私だけちょっとすみません。申し訳ないです。いずれ平成32年から職員の体系が大分変わってくる中で、そういうものもこの中に、検討された時期に来たのでということもあると思う背景にはな、だとしてももう少しやっぱりこういう場合を想定したというような形で、説明書にもう少し書いていただければ大変ありがたかったというのが、私の本音です。というのは、非常にわかりにくいと同時に、短期云々というのも、実際は何だかといわれれば、なかなか私の方でも理解できない、頭が無いのかと思うけども、そこら辺でもう少し、こういう問題については、説明があっただけでしかるべきだというのが、私の考えてとして、思いがありましたので、結構です。さらに、もう一つ、答えてければそれでいいですよ。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

○総務課長（福原勝人） 言葉足らずのところ、大変申し訳なかったと思っております。

お詫び申し上げます。現在のところ我々が今想定しているのは、災害復旧に対して、任期付きで当たっていただくということでございます。これを想定しているがために、この条例が必要だということで、併せて法律で定められているそのカテゴリーも制定したというところではございますけれども、これによってつまり、例えば、窓口延長に対して、様々な対応の仕方、選択肢が増えるということとご理解頂ければ、ありがたいと思います。つまり現在我々がやっている常勤の一般職の職員のシフトで対応できることもありますし、あえて任期付きで対応するというような選択肢も増えたということでご理解いただければと存じます。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） なんだか、逆に分かりにくくなるような感じ、実はしますが、従来のものでも出来る、だけでも短期でも採用できるというような解釈だしな。それで文言としては、それでいいんだかもしれないけれども、採用に当たっては、その点で充分留意するという事だしか。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

○総務課長（福原勝人） はい、その個別のケースに応じて、どの手法がベストであるかということを検討したうえで、対応して参りたいと考えております。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） もう一つ、第7条の4項に、特定任期職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定める業績手当を出すというような文言があるけれども、これの文言の解釈はなんとすればいい。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

○総務課長（福原勝人） 例えば、これはどう申しましょうか、どういう業務に当たっていただくかということによるかと思うんですが、極めて困難な業務に、高度な専門的知識をもって当たっていただく、極めて困難な業務を想定以上に処理していただいたというふうな、例えばそういった、そういうケースだというふうに私は解釈しております。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 言葉はそのとおりなんだよ、ただ特に顕著だということの解釈が非常に任命権者のさじ加減一つでいくようなところもあるので、ここら辺の文言の整備と

いうのは、もう少しやっぱりきちっとしたものが、あるべきが本来でないかなと私は思うけれども、法律を一生懸命やっている法務班が整備したことだと思うので、一番妥当なところさ落ち着いたということだと思うけれども、手当ということだから、手当というのはちょっとなという解釈私はしていますが、委員長なんただしか。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

○総務課長（福原勝人） 例えばですね、どう申しましょうか、こういう方々を採用するという場面で、つまり来ていただけるかどうかという問題もあろうかと思います。そうということで、例えばこれを完了していただければというふうなところもあるのではないかというふうに、私は感じております。

○委員長（金谷道男） まず本間さん一呼吸、佐藤委員が何か質問ありそうなので、まず一呼吸いれて。

○委員（佐藤隆盛） 質問でねども、この条例は大仙市だけの条例、類似してらどこさも、引用して作っただけだか、それとも大仙市独自の条例といえども、（聞き取り不可能）。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

○総務課長（福原勝人） これ一般的な条例例でございます。はい。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） これ平成14年に出来た法律を今回、大仙市で運用する必要がある事情があるために、条例化をするというふうなことと私は理解しました。そして、今、当面必要となる一定の期間を決めて、そして業務量が非常に多くなる、そうした短期間にまた解決を図る、そうした業務というふうなものを具体的に、その災害復旧工事等のそうしたことを一斉に進めるためというふうなことと聞きましたけれども、いずれこのこれに採用される方は、現在、再任用とかでやっている市職員、退職された方々というふうなことが、概ね該当するというふうな理解でいいのかどうかと、それから法律上では、短時間勤務労働者というのは、これは再任用職員というふうなところに、当てはまるものだと、私は理解したんですが、いずれ育児休業代替職員だとか、早朝、夜間対応の職員だとかというふうなところに、現在、臨時だとか、そのシフトをやっている職員の代わりに、再任用職員をそこに充てるというような形なのではないかなという理解をしたんですが、その点どうなのか。そしてもう一つが、特定任期付職員の給料表に係わる非常に専門的知識、次に困難な業務に従事する職務、次に2号給は困難な業務に従事、

3号俸は特に困難な業務なんて、だんだん色々特にとか、そういうふうな表現で変わっていくわけですがけれども、先ほど、本間委員に答えた、公認会計士、弁護士、医師、私もそういう類の方々が想定されるのではないかと思ったんですが、もう一度、この号給に照らした職務の具体的な内容について、ちょっと教えていただければというふうに思います。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

○総務課長（福原勝人） まず一点目の現在我々が想定している災害復旧に対して、どういう人材が来るのかということに関しましては、当然のことながら職務経験があるOB、それから現在再任用職員、こういった者を想定されておりますし、それ以外にも広く募集はいたしますので、県外で、県内あるいは市外で、そういう経験を積んだ方、資格のある方、そういったものを広く募集したいというふうに考えてございます。それからこの短時間の任期付きの件につきまして、再任用が当たるのではないかと、おっしゃるとおりでございまして、こういった部分に当然、再任用をあてるということもありますし、それがいなければ、例えばこの任期付きという形で採用するというふうな場合も、それはあろうかと思えます。ですから、そこに充てるのは必ず決まっているというわけではなくて、つまり、先ほど申し上げましたとおり、選択肢が増えるということになります。それから、特定任期付職員のこの号給の違いは何かということ、今のところ私の段階ではちょっと具体的にこれが、これに当たるというふうな想定はしておりません。個別にこういうケースが出て参りましたら、（聞き取り不可能）

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いろいろこの弁護士等が係わらなければいけないような行政代執行だとか、空き家対策だとか、そういったところなんかの事業なんかも抱えながら、弁護士さんが対応、常勤として入って行って係わるというようなことは、まず、想定、今のところは出来るわけじゃありませんけれど、ただ、お医者さんの関係で、非常に不足をしているというような事態が今後もますます考えられることから、そうなった場合には、恐らくこの7号俸に適用するようなお医者さんたちという、80数万で、お医者さんたちが、80数万で本当に来てくれるかというような、本当に事態は大変な状況になっているものですから、これが、一見みれば、ものすごい高いなと思えますけれども、現実問題、これでもってなかなか来てくださるお医者さんがいないとかというふうな現状

もあるというふうなことを念頭に入れながら考えていかなければいけない問題でもある
など、そこら辺は私の感想として、分かりました。

○委員長（金谷道男） 他にございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ちなみにこれ退職金制度はあるしか。

○委員長（金谷道男） 福原課長。

○総務課長（福原勝人） 退職金はございません。

○委員長（金谷道男） いいすか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 総務課長、議論、聞いていて、非常に市役所で人を雇い入れる、
この形態が、非常に最近複雑になっていて、我々もちょっと理解できない部分があるん
ですよ、だからこういう職種の、こういう種別の採用の仕方があって、その時の待遇は、
こういう具合ですよって、一般論でいいので、個別にこの人どうっていらないので、な
んかそういうのを今、議論聞いていて、出してもらえれば、もっとこうみんな分かりや
すいんでねがな、ちょっと感じたので、もし出来るのであれば、後で資料でいいので、
今現在の、例えば任期付きもあるだろうし、その再任用のこともあるし、それからいろ
んな支援員とか、なんか一般質問いろいろ出たども、そこら辺ちょっと人事関係の委員
会なので、後でいいので、資料にして出してもらえれば、いいかなと思うので、どうで
しょうか。

○総務課長（福原勝人） 大変、説明が至らなくて申し訳ございませんでした。一般の常
勤職員、それから再任用職員、それから一般の任期付職員の待遇等々を比較した表を後
ほど配付させていただきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 市と雇用関係できるやつ全部な。支援員とかも含めて、臨時職員
も、嘱託な。ということすみません。他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長(金谷道男) 次に、議案第165号「太田北部墓園の指定管理者の指定について」及び、議案第166号「太田東部墓園の指定管理者の指定について」の2件を、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。田口環境交通安全課長。

○環境交通安全課長(田口禎幸) 説明の前に、補助員として同席しております職員を紹介いたします。環境班の稲田班長でございます。廃棄物班の佐藤班長です。

それでは、説明に入ります。議案第165号、太田北部墓園の指定管理者の指定について及び議案第166号、太田東部墓園の指定管理者の指定についての二件を一括して、ご説明申し上げます。

はじめに、太田北部墓園と太田東部墓園施設の概要について説明いたします。太田北部墓園は、国見地区県営圃場整備事業に伴い、当時138箇所に散在していた墓地を移転して1か所に集約するため、昭和47年度から造成に着手し、昭和52年度に完成したものでございます。敷地面積は10,691㎡で、476区画のうち現在は438区画が利用されております。太田東部墓園は、昭和天皇ご即位50周年記念公園として昭和53年度に造成着手し、完成しております。敷地面積は5,271㎡で、176区画のうち現在は158区画が利用されております。北部墓園は昭和56年から、東部墓園も同時期に墓地使用者組合を組織していただき、指定管理制度に移行するまで長年にわたり使用者組合が日常の管理をしてきております。この経験を踏まえ、指定管理制度となった平成20年度以降も引き続き使用者組合に管理をお願いしております。市営墓園は、太田2か所のほか、中仙地域を除いた各地域にありますが、指定管理を導入している墓園は条例で指定管理を行える条項がある太田地域だけとなっております。

以上説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(金谷道男) 当局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本2件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本2件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第177号、「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、齋藤次長。

○次長兼債権管理課長（齋藤恭一） 債権管理課の齋藤でございます。よろしくお願ひします。説明に入ります前に、本日出席の職員を紹介いたします。和田課長待遇でございます。伊藤主幹でございます。関連がありますので、今野税務課長にも出席いただいております。

そうすれば、説明いたします。今回補正計上いたしました市税の還付金について、ご説明します。資料につきましては、No.3の大仙市補正予算12月補正の②番をご覧くださいと思います。11ページをお開き願ひします。歳出、2款2項1目90事業、市税還付金の174万5千円であります。地方税法第17条により、市県民税過年度分の修正申告による税額の変更に伴う還付金、また、予定申告した法人市民税について、確定申告に伴いまして、納付税額の一部を還付するものでございます。この補正の主な要因でございますが、半導体製品製造関連会社の事業規模の縮小に伴う法人市民税の還付、また、金融機関の決算に伴う法人市民税の還付、商業施設、事業所閉鎖に伴います法人均等割の還付などが発生したことによるものでございます。12月以降も例年並みの還付が見込まれることから、過去の還付実績から算定し、174万5千円の補正をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 次に、佐藤次長。お願いします。

○次長兼市民課長（佐藤和久） 説明の前に同席しております説明補助員をご紹介します。市民班班長の三浦参事でございます。

それでは、市民課所管分についてご説明いたします。補正予算書、ただ今の予算書と同じですけども、の11ページをお願いいたします。2款総務費3項1目15事業、住民基本台帳システム管理運営費、委託料426万6千円の補正であります。財源はすべて国庫補助金であります。内容でございますが、国では、女性活躍のための基盤整備施策の一つとして、住民基本台帳法施行令等を改正し、平成30年度からご本人の希望により、住民票及び転出証明書並びにマイナンバーカードへの旧姓表記を予定しており、これに対応するため住民基本台帳システムの改修を行うものであります。なお、国から改修仕様の詳細が示されたのが今年10月であったため、12月補正での対応となったものであります。表記のイメージにつきましては、お手元に資料を配付しております。少しご覧いただきたいと思いますが、上が住民票への表記イメージであります。氏名の欄の右側に欄を設けまして、旧姓を表記する予定としております。その下がマイナンバーカードであります。表、裏とも、名前の前に括弧で旧姓を表記する予定としております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） マイナンバーカードについて、お尋ねいたします。まずこの旧姓まで表記しなければ、本人の希望というようなことのようにですけども、旧姓を表記しなければならぬその背景という、それは何なのかということと、それから新しい、いろいろ行政の連携がいろいろあるんでしょうけれども、こういった分野で、この旧姓を記入することによる利用のメリットというふうなものがどういうところにあるのか教えてください。それからもう一つ、もっとも単純な話ですけど、マイナンバーカードは、見せませす、手続きするときにお見せすると思うんですが、それはコピーをしたりすることはできないはずだと思うんですが、取扱は単にこれを照合するために、マイナンバーカードをお見せしているというふうなことなのか、コピーもしているというふうな状況なのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（金谷道男） 佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） お答え申し上げます。一つ目のご質問と二つ目のご質問と重なる部分ございますので、背景といたしましては、国の方の閣議でいろいろ女性活躍のための審議をしておりますけれども、その中で職場において、旧姓をそのまま使用したいという女性の方々、けっこう出ているので、そういった場合の旧姓を証明するものには、今は戸籍謄本しかございませんので、そのために戸籍謄本を持っていくというよりは、マイナンバーカードで証明になるということで、そういうことでマイナンバーカードあるいは住民票で旧姓を証明した方が手続き簡単に証明、証明書の代わりにマイナンバーカードで証明できるということで、それを整備してやりましょうということで、今回、国の方でも法改正を考えたということです。あと三つ目は修正なんですけども、コピーは証明になりませんので、あくまでも原本を提示しないと、コピーでは証明できませんので、使うといいますと、特定の会社にあなたの旧姓はどうですかとか、出す場合に、今は免許証と戸籍謄本とか出さなきゃいけないですけども、今度はマイナンバーカードで分かったら、そういうメリットがあると考えて、今回のこの旧姓表示の法改正をしたということ理解しております。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いろいろ旧姓を使って会社の中で、そうしたずっと慣例で認知されている名前、いちいちマイナンバーカードを表示して、そして、そうだな、あなたは旧姓の名前でいい、その通りだなんて、そんな手続きなんか取らなくたって別になんにも問題が現実が発生しているような状況は、まずほとんど考えられないというふうなこと、あとはいろいろ提示をして、それをコピーをしないで、本人確認のために利用するというふうなことだけなら十分に例の通知カードで充分だし、それに加えてまず、免許証や健康保険証などと一緒に提示する、枚数としては2枚、これまでと同様のことをやれば、充分可能な、さしたるこのマイナンバーカードが、旧姓までも入れてさらに今度便利になるというようなことは、ほとんど考えられないわけなんですけれども、現状は8%程度で、2年間経つけれども、マイナンバーカードの発行例も8%程度におさまっていると、それよりも、こうやって旧姓を入れて、なんか結婚履歴までね、いろいろ情報がこういったところにまで記載して、会社にも結局見せれば、個人情報漏洩の問題とものずごい問題があるんじゃないかというふうに、政府はね、とにかくマイナンバーカード一杯作れ、作れとカードを作っしてほしい、それを推進するために、あの手この手で予算

を付けて全額国の補助金を、委託料を出して作らせようとしているというふうなことしか私は考えられないので、その辺、どうでしょうか。現状。

○委員長（金谷道男） 佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） 職場で旧姓を使用したいと言う方は、やはり取引上で、せっかく名前を覚えていただいたのに、結婚したことで、姓が変わって、また1から皆に名前を、変更しましたというようなことをしなければならないということが、やはりちょっと大変だという話もあるようです。そういうのを踏まえて国の方で、法整備をして、マイナンバーカードに旧姓を表記することで、同一の人だということを分かるような、そういう配慮を考えての法整備と私は理解しております。

○委員長（金谷道男） いいすな。他にございませんか。高橋委員。

○委員（高橋徳久） 2点ほど、まず確認ですがこれは、旧姓のところは必ず全員そういうふうなのが掲載されるかという確認と、それからこのイメージは女性になっていますが、世の中今お嬢さんというのは沢山いらっしゃるわけで、お嬢さんも当然でてくるというふうに解釈してよろしいでしょうか。以上です。

○委員長（金谷道男） 佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） 旧姓表記はあくまでも、ご本人の希望になります。希望が無い場合は、旧姓表記はいたしません。これは住民票もマイナンバーカードも同じであります。2点目のただ今説明で女性のメインで話してしまいましたが、男性も同じで、ご希望場合は旧姓を表記します。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この補正予算には、この住基台帳システム管理経費として、マイナンバーカードの旧姓表記とする国からの委託料426万6千円が入っているわけですが、私たちはマイナンバー制度そのものの、まだまだこの漏洩等の危険度が払拭されていないというふうなこと、今度は旧姓を表記することで、ますます個人のプライバシーの情報漏洩等の心配があり、このマイナンバーカードの旧姓表記を予算化した補正予算に反対の立場を取ります。

○委員長（金谷道男） はい、他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 討論が無いようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。この採決は、挙手により行います。

本件は、「原案のとおり可決」することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手 5人)

○委員長(金谷道男) 挙手多数であります。よって本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

ここで、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 51

再 開 11 : 13

○委員長(金谷道男) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

陳情第2号、「消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情」について、を議題といたします。

本件に関して、委員の皆さんのご意見お願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ委員の皆さんから出していただかないと進みませんので、ご意見を。はい、佐藤委員。

○委員(佐藤文子) 10%という法律を作ってから、ずっと引き延ばしをせざるを得なくなったその要因は、やっぱり国民の運動と社会経済背景に貧困格差の拡大というふうな状況が、一向に改善に向いていないということ、それから国民の所得状況がけっして良くなっていない、むしろ大企業等の内部留保等が莫大に増えているというふうな、そういう格差が非常に広がっているというふうなのがあるわけで、相変わらずこの10%にするものであれば、ますます国民の所得は下がって貧困と格差拡大は広がるだろうというふうに思いますので、これは中止すべきだと。もう一点は、10%にした、これまで社会保障に全部回すというふうなことが言われてきましたけれども、高齢者が増えて社会保障費が当然、自然増として増やさなければならない部分というふうなのは、5,700万円ほどずつ毎年増えていった訳なんですけれども、小泉改革以上に、この安倍さんになってからの自然増減を毎年3,700とか、そういうぐらいつ減らしているというふうなことでですね、そして社会保障費を削るというふうなことをやって、増えた分には消費税分で、はっきり言えば回してるという、それだけのたぐいで、しっ

かりと社会保障を増やしていっているというふうなものではありませんのでね、これは消費税増税は10%は中止すべきだというふうなこと、はっきりと言いたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、分かりました。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 私も佐藤文子議員と大体似ているんだども、3%から5%上げるときも、税収アップしたけれども、所得税と法人税は税収ダウンしたとか、そういうこともあったし、それから今の所得税今上げるといっても、それこそ逆に、今言ったとおり国民生活の応分な負担、みんなから取ってあるども、それこそ消費に全部取られることになればしよ、結果としてあまり良いことではならねんでねがとこう言われたこともあるし、そして引き延ばしも今までいつやるかどかって、引き延ばし、引き延ばしどかしてきているもんだからよ、だからそういうだば、その間なんだったのよとなるしよ、やっぱりきぱっと上げねで、これをまず2%なんとかやり繰りできるんでねがなと思うから、それは国でゆっくり考えてもらいたいということで、私もこれはきっちりと反対すべきだと、中止すべきだというふうな考え持っております。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、他の委員の方、はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） この陳情書見る限りでは、たとえば個人消費あるいは賃金減収となっているんだけど、ここへ来て少しずつ個人消費も伸びているような感じがしております。当然、賃金も分かっているとおり、毎年のごとく賃金も上がっている状況踏まえる中ですね、やはり中央の方との賃金格差というのはあるわけなんですけども、それがあるとしても、だんだんと高くなってきております。そういうことを考えますと、例えばこの医療介護、生活保護とかですね、そういうものについて国民負担が増加するんだと、負担が大きくなるだとなってますけども、確かに若干は国民負担そのものも、高くなると思うんですけども、ただ、将来的を考えた場合、安定したですね社会保障制度の確立あるいはまた堅持していくためには、財源確保が最も大事なわけがございます。そういう観点からですね、この陳情に関しては、不採択とするべきものと感じております。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございます。他の皆さんご意見を、どうぞ、今、採択、不採択両方の意見が出ておりますが、他の委員の皆さんいかがでしょうか。茂木委員。

○委員（茂木隆） 大きく国の財政を見れば、歳入より歳出が大きい、税収よりも歳出が非常に上回っているという現状、国の将来に対する長期的な債務といいますか、それが

非常に大きいわけでありまして、そういうことから考えていきますと、やはり将来の国民への負担を少しずつ軽減していくためにも、消費税は8%から10%に上げる必要はあるのではないかなというふうに思いますし、また消費税を使って、財源の振り分けを見ますと、例えば社会保障制度の持続的な安定化を図る、その中にはやはり年金生活者への給付金だとかというような項目も盛られておりますし、そういう面から考えますと、やはり何時までも8%のままでは、ますます国民の将来的な負担が増えていくというようなことがありますので、私はこの陳情に対しては不採択ということであります。

○委員長（金谷道男） どうぞ、他の委員の皆さんご意見は何でしょうか。採択、不採択が出ておりますが、高橋委員。

○委員（高橋徳久） 私もこの陳情に対しては、不採択ということにしたいというふうに思っております。いろいろ先輩の皆様からもご意見も出たとおりで、今、国ではいろいろなアップした部分を含めて財源の振り分けというのをいろいろやられているようであります。考えておられるようであります。特に今、子ども達への高校の授業料の無償化とか、そういうところにも充てようというふうな話もでてきているようでございますので、今の親たちも含めいろんな部分で本来、いろんな大変な苦勞をされている部分も併せて、子どもにも、未来の子ども達にという、国民にということ、社会保障の部分プラス、そういった子ども達にも振り分けるというふうな方法も聞いておりますので、私は国民応分に負担をするというふうな意味あいであるならば、10%になるのは、かまわないのかなというふうな思いですので、この陳情は不採択というふうにしたいと思っております。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、他に、はい、佐藤委員どうぞ。

○委員（佐藤文子） 消費税というのは、全国民にかかる、赤ちゃんから、亡くなって棺に入るまで、全部消費税かかっています。また衣食住、最低限の衣食住、これはどんなに、お金を持っている人でも、食べる量、着るもの、それに莫大な金をかけていると、かかるというふうなわけではありませぬので、衣食住等にかかる消費税分というふうなのが、ものすごいやっぱり所得の少ない人ほど大変な負担率になるというふうなこと、はっきりしている、まず逆進性の強い税制だというふうなことは言われています。一方その資本金10億円以上の大企業と言われる方々への、所謂、法人税の減税、また安倍さん考えています。それで減収となる部分がものすごい大きいというふうなことで、その方々、法人税の税率引き下げというふうなことによって、更なるその格差が拡大して

いるというふうなことも言われておりますので、社会保障は応分の負担というふうなのであれば、大企業はこうした大資産家、そういったところからしっかり応分の負担をしていただくことで生み出せるというふうなのが、ずっと誰が考えても税制の原理からして、そういうふうには言えると思います。そういう意味では、消費税を上げる、上げない、むしろ私は消費税は無くしてほしいと思っておりますけれども、少なくとも上げるというふうなことはしないで、そして社会保障財源、あるいは教育費財源、世界の中でも先進国と言われるふうな中でも35番目に、この教育費に予算が少なくなっちゃってる、大変に低い教育費予算を、そうした日本の教育、社会保障制度を支える財源は、そういったところから応分の負担をしてもらうというふうなことで、消費税を上げるべきではないというふうなことです。

○委員長（金谷道男） はい、他にございませんか。本間委員。

○委員（本間輝男） 大体、皆さん議論尽くされた中で、最後のご意見ということですので、申し上げますが、当市における歳入部分が交付税に大半を占める当市においては、やっぱり財源をどこから持ってくるということを考えた場合、地方交付税が激変緩和部分が5年間で終わった段階において、どうするかというのは喫緊の課題だと思います。今、国が消費税の2分の1を地方に回すというような大きな方向転換の中で、やっぱりそういう税制が入ってくるとするのは、こういう人口減少が著しい当市においても、絶対に必要な財源だと思います。そういう点では、理論はいろいろありますが、現実的に考えなければ当市は、やっぱりやっていけないような、現実としてやっぱりあるような気がします。再三に延期した中で、国民もある程度は、理解はしているけれども、できれば上げてほしくないというようところが本当なところでないかと私なりの推測をすると、この件については、不採択がいいというのが私の意見です。

○委員長（金谷道男） はい、意見ですので、まだ意見を述べる方、みんなでお聞きしたいと思います。佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 皆、聞いて俺もそうだべかなと思うども、さっき言ったとおり、3%、5%上げたときに、確かに税収は、その時少しアップしたども、それこそ所得税と法人税は、この税制はダウンしたと、少ねぐなったということと、それからもしよ大仙市のまず、みんなから取る一番いい税収だでも、それをなんで国の方でもよ、もう少し見極める必要は、2%あるんでねがと、これやるべきだと、例えば大仙市さ置き換えた場合に、今の15%少ねぐなるときに、果たしてみんなから何か税取るかという、そんなこ

と考えることは無しべた。やっぱりその中で市だたって、やっていかねねごとだもの、なんで今その子ども達さも、ずっところ（聞き取り不可能）しよ、だからその上げるとい、上げるこったば、もう少し、がばっと上げて、後もう取らねどがってなればいども、ちくりちくりと2%だの3%だの、そしてそれも良いども、上げると決めた中で、政府もやればいいじこんだ、1年2年延ばすどかしよ、そういうなはっきりしねど思うんだ、だからその先、不安みれば、言ったとおりに何さ使うのか分からねぐなっちゃうんでねがということで、まずはやっぱり廃止すべきだと、これ以上に上げることねぐ、頑張ってもらえってことだから、そういうことで、くどいようだけれども、まずここで、上げる方さあだなっていう、みなさんの意見だからそれはだども、とても私は理解に苦しむということで、採択することだなと思うんだし。

○委員長（金谷道男） はい、採択と不採択の意見が出ているようであります。採択、不採択以外のご意見のある方、ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） そうすれば、そろそろ意見は2つということなようですので、なかなか調整も付かないようですので、この際、採決をさせていただきたいと思います。

これは、挙手により採決をいたします。

本件を、「採択」することに賛成の方、挙手願います。

（挙手 2人）

○委員長（金谷道男） 賛成少数であります。よって本件は、「不採択」とすべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、陳情第4号、「国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書」について、を議題といたします。

本件に関して、皆さんからのご意見をお願いいたします。先ほどの協議会の方の検討の中身等も含めまして、皆さんのご意見をお願いしたいと思います。どうぞ。

暫時、休憩します。

休 憩 11：31

再 開 11：35

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

陳情案に対する皆さんのご意見をいただきたいと思います。どうぞ。採択とか不採択とか言って、どっちいいか、しゃべってもらえれば、進みません。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） この陳情内容の5項目ありますけども、今、文子先生が言ったとおり、いろいろなことありますので、これ見る限りに、これを採択すると、どれが大事なよとなると、これ見る限りは5番の例えば、国に対し、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めること。これが本当の採択ということになると思います。所謂、私言わんとしているのは、趣旨採択とか、採択とか、全体的に採択じゃなくて、一部採択でもっていくのか、そういう考え方もあるかと思います。従ってこの文面的にこの陳情内容は5項目あるからですね、これが全部採択ということは、ちょっと考えられないこともありますので、一部採択を取り入れていくのか。そういうことを踏まえた中で言うていくとか、考えも必要なのかなと思います。

○委員長（金谷道男） はい、どうぞ、他にございませんか。一部採択という案も出ておりますので、他の委員の方どうぞ、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 5番だどもまさに、話したったども、ここが一つの文言だからしよ、これ一つでも大体決めるというか、あれでねべがなと思うしな。安定的に十分な財政措置を求めることというのは、これはみんな（聞き取り不可能）。

○委員長（金谷道男） はい、高橋委員。

○委員（高橋徳久） これ確認もさせていただきたいんですけど、これは自治体から秋田県に対しての要望書、陳情書と議会に対しての陳情書というふうなことで、1から4については、県が取りかかるものについての要望というふうなことになってて、5だけが国に対しというふうなことになっているようですので、そうするとそれを県に対して要望、陳情すると、国でこういうふうなしてほしいというのを県に要望するというふうな解釈でいいということでしょうかと、ちょっと分からないので、教えていただきたいですが。

○委員長（金谷道男） 意見書出すということなので、意見書、相手あることなので、県に対して意見書を出す。こういうことをしてくださいということ、すべきだという意見書出すということ。

○委員（佐藤文子） 県が国に対して言うていってほしいよと。私たちが国に出すということじゃなくて。

- 委員長（金谷道男） まず、一部採択というご意見がでております。採択も出ております。はい。
- 委員（佐藤文子） いずれ都道府県化に伴う保険料がどうなるのかと、非常に上がるのではないかと、そういうことで再三に渡る公表を求めて、第3回の公表が行われました。これが確実に来年度4月から始まる保険料で、細かな試算というふうなものがまだ未確定な部分もあるというふうなこともあるし、法定外繰入をしっかりと行って保険料を上げないよというふうなことは、国民全体からのこれは要望として、ずっとこの都道府県化を巡って、国にも出されてきているし、各市町村に対しても出されてきた問題です。この件は、すでに解決しているというようなものでもありませんし、国に対して、財政負担を増やしてほしいという要望も含めて、県がしっかりと国に言っていってほしいというような要望は、これは先ほど協議会で出された公表という内容に係わらず、必要事項として、陳情者の陳情内容は十分に生かしていける内容だというふうに思いますので、是非採択をしてほしいと思います。
- 委員長（金谷道男） 他に、ございませんか。はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 一部採択もあると思うんだけど、私は大仙市の人口減少で国保の構成員というのは、20何%しかないと思うんだけど、んだしな。次長、国保の構成員というのは、何%ぐらいある。
- 委員長（金谷道男） はい、次長。
- 次長兼市民課長（佐藤和久） 20%はいかないぐらいです。
- 委員（本間輝男） やっぱり人口減少の中で、国保だけが特別な枠ではないというような解釈する時代だと私は思っています。個人的な意見として、やっぱり中間報告出た段階で利率が下がって、やっぱり下がるということは、市民にとっては、大変喜ばしいことであると同時に、やっぱり県が責任を持つということ、それなりの試算を出してくる根拠だと思います。そういう点では、私は県がやっぱり市町村に代わってやるということについては、なんら否定するものではないと思います。私、何年来見てきましたが、市町村単位で国保関係をやっていくというのが、果たしていいのかどうか、前から疑問もありました。基本的には基準外繰入という、ようやくアップアップの状態をなんとか維持しているぐらいしかできないわけです。そういう仕組みの中で、国が県単位で進めると言うことは、私は大変良いことだと思うし、そういう点では、県の責任というのは、きちっとある中で、市町村が協力していくというのは、大変良いことだと私は思います。

その中で、この陳情書というのは、県に対して、国に財源の一部を求めるとかという内容になってますが、国としては制度として打ち出しているわけです。これがひっくり返るなんてことは、まず無いわけです。ということは、その要望が県が国に要望するということがあり得るのかというようなことを考えたときに、やっぱり私は、制度として国が示した以上は、これに乗っかかっていくしかないというのが、私の大原則だと思っております。

- 委員長（金谷道男） 他に、他の意見もあると思いますが、いかがでしょうか。今のところ、採択、一部採択、不採択出ております。暫時休憩します。

休 憩 11 : 44

再 開 11 : 48

- 委員長（金谷道男） 会議を再開いたします。

本件については、一部採択の意見がありますので、一部採択について、をお諮りいたします。「一部採択」に賛成の方、挙手願います。

（挙手 1人）

- 委員長（金谷道男） 挙手少数であります。よって本件は一部採択することは、否決されました。お諮りいたします。本件を「採択」する方、賛成の方、挙手願います。

（挙手 3人）

- 委員長（金谷道男） 挙手多数であります。本件は、「採択」することに決定いたしました。

ただ今、陳情第4号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（金谷道男） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書を提出することに決しました。事務局から意見書を配付させます。

（意見書案配付）

- 委員長（金谷道男） ただ今配付いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を事務局で作成したものです。ただ今お配りしました案をご検討願います。暫時休憩します。

休 憩 1 1 : 5 0

再 開 1 2 : 0 1

○委員長（金谷道男） 会議を再開します。

意見書案について、いろいろご意見、休憩中に出ました、文面について、後日、私に一任いただいて、皆さんに本会議前に周知する方法を取らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） そうすれば、早急に文書をつめて、確認をしていただきたいと思います。

○委員長（金谷道男） 次に、「閉会中の所管事務調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおりに、議長に対し、閉会中の所管事務調査の申し出をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（金谷道男） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。長時間にわたり、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

午前 12 時 03 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男